災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2021年8月11日からの大雨により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに 一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口 : 0120-888-727 平日 $11:00\sim15:00$ (土日祝日・年末年始除く)

事故受付 : 0120-000-455 平日 $11:00\sim15:00$ (土日祝日・年末年始除く)

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備 考
【長野県】 岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、 木曽郡上松町、木曽郡王滝村、木 曽郡木曽町	2021年8月15日	災害救助法施行令 第1条 第1項 第4号適用
【島根県】 江津市	2021年8月12日	災害救助法施行令 第1条 第1項 第4号適用
【島根県】 邑智郡川本町、邑智郡美郷町	2021年8月13日	災害救助法施行令 第1条 第1項 第4号適用

【広島県】 広島市 (全区)、三次市、安芸高田		
市、山県郡北広島町 【福岡県】		
久留米市、八女市、みやま市	2021年8月12日	災害救助法施行令 第1条 第1項 第4号適用
【佐賀県】		
武雄市、嬉野市、杵島郡大町町		
【長崎県】		
雲仙市、南島原市		

以上